【運営諮問会議開催状況】

| 日時・場所 | | 議 | 題 |
|-------------|----|-----------------------------|------------------|
| 平成15年度第1回 | 1 | 国立大学法人筑波大学の最初の学長の選考方法等について | |
| 平成15年6月4日 | 2 | 国立大学法人筑波大学の中期目標・中期計画(案)について | |
| 茗渓会館 | 3 | 平成15年度筑波大学年次計画について | |
| | 4 | 筑波大学法人化準備委員会の設置について | |
| | 5 | 筑波大学の将来設計について | |
| | 6 | 平成16年度概算要求について | |
| | 7 | 大学評価・学位授与機構による大学 | 芝評価結果について |
| | 8 | 平成14年度卒業・修了者の進路状況 | 見について |
| | 9 | 平成15年度入学状況について | |
| | 10 | その他 | |
| 平成15年度第2回 | 1 | 国立大学法人筑波大学の最初の学長 | 長候補者について |
| 平成15年12月11日 | 2 | 法人化の準備状況について | |
| 茗渓会館 | 3 | 21世紀COEプログラムの採択状況について | |
| | 4 | 特色ある大学教育支援プログラムの |)採択状況について |
| | 5 | 産学連携について | |
| | 6 | つくば市との連携協定について | |
| | 7 | その他 | |
| 平成15年度第3回 | 1 | 法人化の準備について | |
| 平成16年3月11日 | 2 | 筑波大学法科大学院の基本計画につ | ついて |
| 茗渓会館 | 3 | 平成14年度筑波大学年次報告書につ | ついて |
| | 4 | その他 | |

1.2 評議会

1 評議会の活動状況

(1) 評議会は、国立学校設置法により、大学の運営に関する重要事項について審議する、最高審議機関としての役割を担っている。

その構成員及び具体的な審議事項は、次のとおりである。

① 構成員

学長, 副学長, 附属図書館長, 附属病院長, 学群長, 修士課程長, 人文社会科学研究科長をはじめとする博士課程の7研究科長, 学系長及び学類長並びに評議会の議に基づき学長が指名する企画調査室長及び教授の計70名

② 審議事項

- ア 本学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
- イ 学則その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- ウ 予算の見積りの方針に関する事項
- エ 学群,学系,学類その他の重要な組織の設置又は廃止及び学生の定員に関する事項
- オ 学生生活に係る援助・指導・助言に関する重要事項
- カ 教育研究活動等の状況について本学が行う評価に関する事項

キ その他本学の運営に関する重要事項

以上の審議事項について審議を行うため、月1回の開催を原則とし、平成15年度は計12回(8月は臨時開催)開催された。本年度の主要審議事項とその結果は、次のとおりである。

- (ア) 国立大学法人筑波大学の最初の学長の選考方法等についての規則の制定について審議した。
- (イ) 北原学長の任期満了に伴う、国立大学法人筑波大学の最初の学長の選考を行うための学長候補者選考会議委員の選出を行った。また、学長候補者に対する学内の意向調査を実施するため、学長選考意向調査実施管理委員会委員の選出を行い、同委員会のもとで意向調査を実施した。
- (ウ) 学群の入学資格,大学院の入学資格及び大学院の編入学資格について,学則の一部改正について審議した。
- (エ) 国立大学法人筑波大学の中期目標・中期計画について審議した。
- (オ)本学における知的財産の創造、保護及び活用の集中的かつ計画的な実施を図るため、「筑波大学知的 財産委員会規則」の制定について審議した。

また, それに伴い, 筑波大学発明規則, 筑波大学受託研究取扱規則及び筑波大学共同研究取扱規則の 一部改正について審議した。

- (カ) 国立大学法人化への移行準備のための, 筑波大学法人化準備委員会での検討結果について審議する と共に, 法人化後に制定される様々な規則について, 基本合意を得た。
- (キ)大学院研究科の改組,専攻の新設,入学定員の改訂,センターの新設を含む平成16年度概算要求主要事項について審議し、文部科学省へ要求することとした。
- (ク)人事委員会に諮問していた,筑波大学教員の定年年齢について最終答申を受けるとともに,定年年齢の引き上げについて審議し,65歳まで引き上げることについて,法人化後の財政状況を踏まえつつ,今後検討することとした。

(2) その他の審議事項

①年次計画の策定,②年次報告書(平成14年度版)の作成,③各種委員会委員の選出,④各審議会委員の指名(評議会の意見を聞いて学長が行うもの),⑤各種委員会委員の指名(評議会の意見を聞いて学長が行うもの),⑥名誉教授の選考,⑦予算配分方針の決定,⑧評議会の自己点検・評価,⑨教員の不利益処分などについて、審議を行った。

(3) 報告事項

①役職教員の選考,②会計検査院の会計実地検査,③筑波大学開学30周年記念式典等の記念事業,④運営諮問会議,⑤国立大学協会総会及び学長懇談会,⑥学生募集要項,⑦省エネルギー対策,⑧筑波大学附属久里浜養護学校(仮称)設置準備委員会の設置及び同委員会からの検討結果の報告,⑨筑波大学知財統括本部の設置,⑩筑波大学法科大学院設置推進本部の設置,⑪筑波大学産学連携会設立準備室の設置⑫筑波大学とつくば市との連携に関する協定書の締結,⑬大学評価・学位授与機構が平成14年度に着手した大学評価の評価結果,⑭平成16年度予算政府案本学関係主要事項概要などについて,報告があった。

2 自己評価

平成15年度の評議会では、平成16年4月1日の国立大学の法人化を見据えた様々な事項についての議案の審議が精力的に行われた。また、学則の一部改正や概算要求などの当面する大学運営の重要課題について活発な審議が行われた。

なお、本学Webページ上に議事要旨及び配布資料を掲載し、学内構成員への公開に務めるなど、適切な運営が行われ、本学の最高審議機関としての役割を適切かつ十分に果たした。